

職員の処分について

消防局職員が酒気帯び運転をし、加えて物損事故を起こした不祥事につきまして、当該職員及び関係職員を処分しましたのでお知らせいたします。

本件につきまして、松本地域の住民の皆様にご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

1 処分の概要

(1) 酒気帯び運転及び物損事故

平成29年6月28日、消防局職員が、松本市の道路において、酒気帯び運転及び物損事故を起こし、呼気からアルコール0.25mg/l以上が検出され、行政処分等が決定したものです。

(2) 懲戒処分等

ア 該当職員

所属	職名	年齢	性別	処分内容	処分事由
消防局 渚消防署	消防士	24歳	男性	免職	地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号違反（法令順守等違反・全体の奉仕者たるにふさわしくない非行）

イ 関係職員（矯正措置）

矯正措置の内容

所属	職名	措置内容	措置事由
消防局	渚消防署長 (消防監)	訓告	管理監督責任
消防局	渚消防署署長補佐 (消防司令)	嚴重注意	
消防局	消防局長 (消防正監)	注意	

2 処分日

平成29年11月2日（木）

3 再発防止の取り組み

交通法規をはじめとする法令等の順守を徹底してまいります。